

法務省だよ

あかれんが

CONTENTS

- 2面 「完成!平成20年版犯罪白書」
- 3面 「法務省チャンネルをYouTubeに開設しました」
- 4面 「INFOMATION」



http://www.moj.go.jp/k/index.html

2009 JANUARY Vol.25

法務省大臣官房
秘書課広報室
Tel:03-3580-4111(代)

●法務省の詳しい情報は下記のホームページをご覧ください。

<http://www.moj.go.jp/>

国籍法改正 国籍取得の要件が変わりました

平成20年12月12日国籍法が改正され、平成21年1月1日から出生後に日本人の父に認知されれば、父母が結婚していない場合にも届出によって日本の国籍を取得できるようになりました。また、法務大臣に嘘の届出をした者に対する罰則が新設されました。

国籍法とは?

「国籍」とは、国の構成員としての資格のことをいいます。今回改正された国籍法は、日本国憲法第10条の委任を受け、日本国籍を有する人の範囲(どのような人が日本の国籍を取得することができるとか)等を定める法律です。

なぜ改正されたのでしょうか?

平成20年6月4日、最高裁判所は、「日本国民である父と日本国民でない母との間に出生した後に父から認知された子について、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得した(準正のあった場

何が変わったのでしょうか?

主な改正点は次の2つです。
1つは、生まれた後に日本人の父に認知された子が法務大臣への届出によって日本

合に限り日本国籍の取得を認めていることにより、認知されたにとどまる子と準正のあった子との間に日本国籍の取得に関する区別を生じさせていることは、憲法第14条に違反する」との判決を言い渡しました。この判決を受けて、違憲状態を解消するため、父母が婚姻していない子にも届出による日本の国籍の取得を可能とすることなどの改正がされました。

国籍取得の要件が変わりました

国籍法が改正され、平成21年1月1日から、日本国民の父から認知されれば、**父母が結婚していなくても届出によって日本の国籍を取得できるようになりました。**
父母が結婚していないため、改正前には国籍を取得できなかった方も**平成23年12月31日までに届ければ日本の国籍を取得できます。**

詳しくは下記までお問い合わせください。

日本国内にお住まいの方
住所を管轄する法務局・地方方法務局

海外にお住まいの方
日本の大使館・領事館

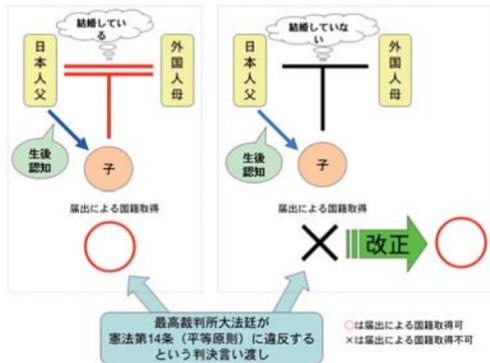
嘘の認知届や国籍取得届をすると処罰されることがあります

法務省 (<http://www.moj.go.jp/>)

次の要件に該当する方は、法務大臣に届け出ることで日本の国籍を取得することができます。

国籍取得の届出は、どのようしたらよいのですか?

もう1つは、国籍取得の届出に際して、虚偽の届出をした者に対する罰則(1年以下の懲役又は20万円以下の罰金)が設けられたことです。



の国籍を取得するためには、改正前は、認知に加えて、父母が結婚していることが要件とされていましたが、今回の改正により、父母が結婚していないことという要件が削除され、「認知されていること」のみで足りるようになったことです。(図表1)

新しい国籍法第3条の要件

■国籍を取得しようとする者が...

- ・父又は母に認知されていること
- ・20歳未満であること
- ・日本国民であったことがないこと

・出生したときに、認知をした父又は母が日本国民であったこと

■認知をした父又は母が、現に(死亡している場合に)日本国民であること

●届出の方法

本人(15歳未満のときは法定代理人)が届出先に届出先、書面によって届出ることが必要です。

●届出先

本人が日本に住所を有する場合

住所を管轄する法務局・地方方法務局

本人が海外に住所を有する場合

日本の大使館又は領事館

国籍取得の経過措置はないのでしょうか?

すでに20歳を超えているなど、現在、国籍法第3条第1項の要件に該当しない方でも、《図表2》の対象となる方は、平成23年12月31日までに法務大臣に届け出ることで、日本の国籍を取得することができます。

嘘の届出に対する刑罰について詳しく教えてください。

今回の改正によって、実際には日本人男性と子の間に親子関係はないのに、親子関係があると偽って認知届をし、その嘘の認知を利用して国籍法第3条の国籍取得の届出書を法務大臣に提出し、不正に日本国籍を取得しようとする事案が発生する懸念があります。そこで、嘘の

日本国籍の取得を希望される方は、法務局・地方方法務局又は日本の大使館・領事館にご相談ください。

図表2 経過措置の対象となる方

| 対象者 | 国籍を取得する時 |
|--|--|
| I 昭和58年1月2日以後に生まれた方で、生まれた時に父が日本人であり、20歳に達するまでにその父に認知された方。ただし、父が今も(死亡しているときは死亡した時に)日本人であることが必要です。 | 届出の時 |
| II 平成20年6月4日までに国籍取得の届出書を提出した(従前の届出)が、父母が結婚していなかったため、日本の国籍を取得することができなかった方 | ①昭和60年1月1日から平成14年12月31日までに届け出た方 新たに届出た時 ②平成15年1月1日から平成20年6月4日までに届け出た方 従前の届出の時 |
| III IIの①により国籍を取得した方の子で、その父又は母が日本の国籍を取得するまでに生まれた子(ただし、父又は母がした従前の届出以後に出生した子に限られます。) | 届出の時 |

図表3 罰則の新設



※国籍法第20条の罰則は、日本の大使館又は領事館においてされた届出についても適用されます。

完成！平成20年版犯罪白書



犯罪白書とは？

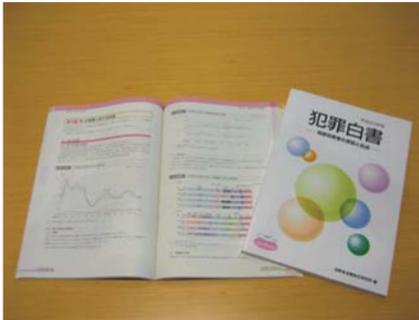
犯罪白書は、法務総合研究所が、刑事政策に関する基礎資料として、昭和35年以来、毎年作成・発刊しているものです。

内容は、犯罪の動向等を説明する基本的な部分と、注目すべきテーマについて分析・説明する特集部分との2本立てになっています。

平成20年版では、平成19年を中心とした最近の犯罪動向と犯罪者処遇の実情を概観するとともに、「高齢犯罪者の実態と処遇」を特集しています。

犯罪は減っているか？

平成19年に警察等が認知した一般刑法犯（刑法等の定める犯罪全体から交通事故による過失事件を除いたもので、国民の生命、身体、財産等を侵害する犯罪の大半が含まれています。）の件数は、約1991万件で、昨年より約14万件減少しました。これで、平成15年から5年連続での減少となりましたが、戦後を通じて見れば、なお高い水準にあります。



▶ 平成20年版犯罪白書

特集「高齢犯罪者の実態と処遇」では？

近年、我が国では総人口に占める65歳以上の高齢者の割合が上昇し、5人に1人が65歳以上という世界一の高齢社会を迎えています。高齢者の割合の増加以上に、高齢者（今回の白書では、65歳以上の者を高齢者としています。）による犯罪は増加しています。

現在の高齢犯罪者の割合は、犯罪者全体から見るとさほど大きくはありませんが、今後も社会全体の高齢化が進み、それに伴って高齢犯罪者の割合も増えることが予想されます。

こうした状況を踏まえ、犯罪・統計資料の分析や調査を通じて、高齢犯罪者の実態と背景・要因について考察しています。また、高齢犯罪者に対する刑務所などの収容施設内及び社会内における処遇の実情、海外の高齢犯罪者の動向や高齢犯罪者に係る司法制度等を紹介し、今後の対策の更なる検討に役立つ資料を提供しています。

高齢犯罪者の特徴は？

法務総合研究所が行った調査によると、高齢者となる前から犯罪を繰り返して、高齢者となつてから、更に犯罪を行ったという犯罪性の進んだ者が、調査対象者の3人に1人の割合でいました。一方で、高齢になって初めて犯罪を行った者も調査対象者の4人に1人の割合でいました。

高齢犯罪者は、親族等から疎遠となり、単身で経済的にも不安定な状態である場合が多いこと、高齢期特有の心身上の問題点や病気を抱えていることが多く、性格・行動特性からも生活指導を行う上で難しさが伴うことがあること、また、再犯を繰り返している者が多くいる、といった特徴があります。

高齢犯罪者に対する取組は？

刑務所等の刑事施設では、高齢受刑者の適性に応じた処遇（養護的処遇）を行っています。施設によって、高齢受刑者を集めて軽作業中心の作業を行う「養護工場」を設けたり、手すりの設置、段差の解消といったバリアフリー環境を整備したり、

精神保健福祉士や社会福祉士を配置したりするなどして、処遇上の配慮に努めているところです。

保護観察処遇においては、いろいろな問題をもつ保護観察対象者に対する処遇の環として、「高齢対象者」類型を設け、高齢対象者の特性を踏まえた指導・支援をするなどの処遇の充実に努めているところです。

今後、高齢犯罪者対策として必要と思うことは？

刑務所出所後、直ちに社会福祉施設への入所等の福祉の支援や病院への入院を必要とする者、また、出所後生活するための資金や仕事



▶ 高齢受刑者の作業（布わらじの製作）

がなく、頼れる人がいないという者の円滑な社会復帰を進め、再犯を防止するために、保護観察所が刑務所と連携し、地域の関係機関・団体との連携を図るとともに、生活環境の調整として、刑務所在在中の段階から、出所後に円滑に福祉等の支援を受けながら自立した生活が送れるよう支援を行うことが、これまでより一層重要となっています。

また、刑務所出所後の福祉等の支援を受けるまでの間、更生保護施設への受入れを促進するために、福祉スタッフを配置するための体制整備も必要です。

さらに、比較的健康であり、就労を期待できる者については、現在、法務省が厚生労働省と進めている就労支援策を活用することも考慮されます。

おわりに

今回、犯罪白書の内容について簡単に紹介しましたが、紙面の都合上、すべてについて紹介できませんので、

最近の犯罪の動向、高齢犯罪者の実態と処遇の詳しい内容については是非とも犯罪白書を手にとってご覧ください。

裁判員制度広報

裁判員制度の開始が、今年の5月21日に迫りました。最高裁判所では、今年の裁判員候補者名簿に記載されたことをお知らせする通知を、昨年11月28日、全国約30万人の方々に一斉に発送しました。いよいよ、裁判員制度が現実に動き出しました。

この通知を受け取られた方は、すぐに裁判所にお越しただく必要はありませんが、今年の7月ころから来年の2月ころまでの間、裁判員の候補者として裁判所に来ただく可能性があります。

今年の5月に裁判員制度がスタートすると、この通知が届いた方々の中から、事件ごとに、くじで、候補者として裁判所に来ただく方をお選びすることになるのです。

有権者の約350人に1人の割合で、この名簿に記載されたという通知が届いている計算になりますので「あかれんが」をお読みの方の中にも、ご本人に届いたという方やご家族やご友人等周囲の方々に届いた、という方もいらっしゃると思います。

そういう方々の中には「私に通知が届いた」とか「私の友達の〇〇さんに通知が届いた」というようなことを言っているのかどうか、心配されている方もおられるようですので、ここで少しご説明します。

裁判員や候補者に選ばれたことを公にすることは禁止されています。

「公にする」とは、不特定又は多数の人が知ることができるような状態にすることをいいます。

例えば、ブログに実名で選ばれたことを書いたり、不特定又は多数の方が参加している集まりで明らかにする場合などが典型的な例です。

「公にする」ことが禁じられているのは、裁判員やその候補者であることが公になると、例えば、事件の関係者や興味本位の人などが接触してこようとするとおそれがあり、生活の平穏が害されることがないようにするために、そのような接触がなされることがないようにすることです。

しかし、「公にする」に当たらないような場合、例えば、ご家族や親しい方にお話しするといったような場合は、全く問題ありません。

また、会社の上司に休暇を申請したり、同僚の理解を得ることも必要となってくるでしょうから、そういった場合には、むしろ積極的に相談して周囲の理解を得ていただくことが重要です。

なお、裁判員等でなくなつた後は、自分が裁判員等であったことを公にすることは禁止されています。



法務省チャンネルを YouTubeに開設しました



法務省トップページ
 (赤丸部分が法務省
 チャンネルへのリンク)

法務省は、平成20年12月、施策等について、より一層積極的な情報発信を行うため、YouTube(ユーチューブ)に法務省チャンネルを開設しました。これまでも、政府インターネットテレビ(<http://nettv.gov-online.go.jp/>)等で動画の配信を行ってきましたが、この度、利用者の多いYouTube上での配信を行うことにより、より早く、より広く国民の皆様へ情報をお伝えします。

平成21年1月現在、法務省チャンネルには、森英介法務大臣の年頭あいさつのほか、「『すべての人に人権が』～世界人権宣言と法務省の人権擁護機関～」の短縮版と全体版、「総務部総務課 山口六平太裁判員プロジェクトはじめます!」、「人KENまもる君とあゆみちゃん『世界をしあわせに』」を掲載して、多数の方に閲覧いただいております。

今後は、法務大臣のメッセージをはじめ法務省チャンネルを積極的に活用して情報発信していきたいと考えていますので、皆様もぜひ御覧ください。

YouTubeって何?

YouTubeとは最大手のインターネット上の動画配信サイトであり、様々な政府機関、企業、個人等が動画を掲載しています。利用者は、手軽に自分の好みに合った動画を閲覧することができます。YouTubeには、法務省以外にも文部科学省や農林水産省、防衛省の公式チャンネルが開設されています。



法務省チャンネル

Youtube法務省チャンネル

URL ▶ <http://jp.youtube.com/user/MOJchannel>

そんなとき **法テラス** が役に立ちます!

Vol.5 「あなたの街のスタッフ弁護士」～司法過疎地域の解消に向けて～

司法過疎地域

何らかのトラブルに巻き込まれたときに、法律の専門家にアドバイスをもらうことは大変に心強いものです。しかし、日本にはまだまだ身近に法律の専門家がない地域(司法過疎地域)が少なくありません。そのような地域では、トラブルをかかえたまま、問題解決の糸口を見つけることができずに悩んでいる方も多くおられます。

問題を解決するために・・・

法テラスの司法過疎対策

スタッフ 弁護士

法テラスでは、弁護士が極めて少ない司法過疎地域に、地域事務所を設置し、法テラスに勤務する「スタッフ弁護士」によるサービスの提供を行っています。

法律事務所 (所在地)

法テラスの司法過疎地域事務所は、平成20年10月現在、以下の場所(15か所)に設置されています。

北海道檜山郡江差町・新潟県佐渡市・埼玉県秩父市・静岡県下田市・岐阜県可児市・富山県魚津市・奈良県吉野郡大淀町・鳥取県倉吉市・島根県浜田市・高知県須崎市・高知県安芸市・長崎県吉崎市・鹿児島県奄美市・指宿市・鹿屋市

法律事務所の サービス内容

司法過疎地域のスタッフ弁護士に法律サービスの提供を依頼した場合、依頼する内容や結果に応じて、原則として、一定の費用の支払が必要になります。ただし、経済的に余裕のない方は、無料法律相談や弁護士費用等の立替制度を利用できます(要審査)。

地域密着の 多様な活動

このほか、スタッフ弁護士は、地方自治体などと連携し、民生・児童委員等への講演、学校等における法教育など、地域に密着した多様な活動も展開しています。

法テラス・ホームページでは、スタッフ弁護士の メッセージをご覧いただけます

現在100名を超えるスタッフ弁護士が、司法過疎地域に限らず、全国各地で活躍しています。

http://www.houterasu.or.jp/housenmonka/staff_bengoshi/interview/index.html

「島でたった一人の弁護士として・・・」

長崎県吉崎市のスタッフ弁護士・浦崎 寛泰



■ 弁護士のいない島へ

長崎県の吉崎市は、玄界灘に浮かぶ人口約3万2000人の離島です。平成18年10月にスタッフ弁護士が赴任するまで、弁護士は1人もいませんでした。

■ 吉崎には事件がない!?

スタッフ弁護士が赴任する前の年、長崎地方裁判所吉崎支部では民事通常訴訟件数が6件しかなく、赴任しても事件がないのではないかとされていました。しかし、現在は、地元新聞などの報道により、相談が殺到しています。なかでも最も多い多重債務の依頼者には、全員に家計簿を毎日つけてもらい、原則1か月に1回必ず弁護士が面談のうえ、家計簿をチェックし、生活状況を報告してもらっています。

■ 吉崎の人々のためにできることをすべて

苦勞や課題もありますが、それ以上に島で唯一の弁護士としてのやりがいを感じる毎日です。プレッシャーもありますが、弁護士にとって「必要とされること」は何よりのエネルギーとなります。たまにコンビニが恋しくなったりすることもありますが(吉崎にはコンビニがありません)、吉崎の人々のために、自分ができることはすべてやりたい、そう思わずにはられません。(法テラス・ホームページより抜粋)

法テラス・コールセンター

受付時間

平日 午前9時～午後9時
 土曜日 午前9時～午後5時

法テラス・ホームページ



おなやみなし
0570-078374

※通話料:固定電話からであれば、全国どこからでも3分8.5円(税別)
 ※PHS/IP/光電話からは、03-6745-5600にお電話下さい。

<http://www.houterasu.or.jp>

わんが博士のQ&A

お答えします 「矯正施設」について



Q 矯正施設とは何ですか？また、どのくらいの施設があるのですか？

A 矯正施設とは、刑務所、少年刑務所、拘置所（これらを総称して「刑事施設」といいます。）、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称です。
平成20年4月1日現在で、刑務所が62庁、少年刑務所が7庁、拘置所が7庁、少年院が51庁、少年鑑別所が51庁、婦人補導院が1庁あります。

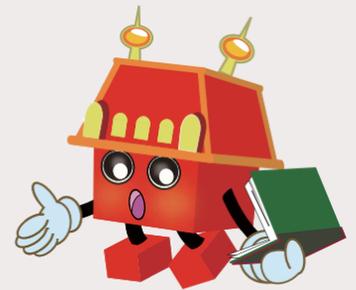
Q 刑務所と拘置所の違いは何ですか？

A 主として、被疑者や被告人など刑の確定していない人を裁判によって刑が確定するまで、あるいは保釈されるまでの間収容しているのが、拘置所です。一方、主に、裁判で懲役刑などの判決を受け、刑が確定した人（このような人を「受刑者」といいます。）を収容し、刑の執行を行っているのが、刑務所です。

Q 刑務所の一日の生活について教えてください。

A 刑務所に収容されている受刑者のうち、最も人数の多い懲役刑を科された受刑者の一日は、おおむね下図のとおりです。
刑務所の一日は、朝の点検から始まります。これは、逃走者がいないかどうか人数を確認することを第一の目的としていますが、受刑者の健康状態などを確認することも重要な目的の一つです。
懲役刑を科された受刑者は刑務作業を行うこととされており、個々の適性に応じて、作業内容が指定されます。刑務作業は、施設によって若干の違いはありますが、平日のおおむね午前8時から休憩を含めて午後4時40分ころまで行われ、その間に運動（毎日）・入浴（原則として週2～3日）のほか、家族などとの面会、再犯防止のための各種の改善指導なども行われます。

懲役刑を科された受刑者の一日の生活（例）



Information インフォメーション

やなせたかしさんが平成20年度「人権擁護功労賞」を受賞されました。

平成20年12月6日（土）に開催された「世界人権宣言60周年・人権擁護委員制度60周年記念の集い」の記念セレモニーにおいて、「人権擁護功労賞」の表彰式が実施され、法務大臣表彰として1個人（柳瀬嵩氏）、全国人権擁護委員連合会長表彰として3団体（特定非営利法人みんなのまち草の根ネットの会、岩手県立雫石高等学校保健委員会、株式会社名鉄百貨店）が受賞されました。

また、法務大臣感謝状として、2団体1個人（株式会社中国新聞社、株式会社千葉ロッテマリーンズ、星野富弘氏）に対し該当法務局において伝達式が行われました。

法テラス職員募集情報について

法テラスでは、私たちと一緒に「身近な司法」の実現に取り組んでいただける職員（常勤・非常勤職員）を募集しています。詳しくは、法テラスホームページの採用情報（http://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/saiyo/）をご覧ください。

「困っている人の役に立ちたい!」「社会に貢献したい!」というあなたの強い気持ちが法テラスを支えます。

【お問い合わせ先】法テラス本部 総務部人事課
TEL: 0503383-5333

「幕張メッセ矯正展2009」

刑事施設（刑務所等）では受刑者の改善更生を目的として刑務作業をはじめとした矯正処遇を実施しています。

矯正展では、刑事施設についてみなさんに広く知ってもらうため、刑事施設の歴史や生活について紹介すると同時に、受刑者が改善更生を目指して制作した刑務所作業製品の展示・販売をしています。

【日時】平成21年2月14日（土）午前10時から午後4時30分

平成21年2月15日（日）午前9時30分から午後3時30分

【場所】「幕張メッセ」幕張イベントホール（千葉県美浜区中瀬2-1）

【主催】東京矯正管区、千葉刑務所及び（財）矯正協会刑務作業協力事業部

【共催】東京矯正管区内刑事施設

【後援】「社会を明るくする運動」千葉県実施委員会、千葉県及び千葉市

アジア株主代表訴訟シンポジウム

【概要】現在、グローバル化の進展とともに、アジアにおいても、国際基準に適合したコーポレート・ガバナンスの実現が求められており、その重要な一翼を占める「株主代表訴訟」の在り方についても、様々な議論がなされているところです。この度、法務総合研究所では、中国、韓国、シンガポールなどから、企業法制の専門家を招へいし、日本における企業法制の専門家を交えて本シンポジウムを開催します。関心をお持ちの皆さまの来場をお待ちしております（詳細は法務省ホームページの本シンポジウム開催案内（<http://www.moj.go.jp/HOUSO/houso35.html>）をご覧ください。）。

【日時】平成21年3月9日（月）午前10時から午後5時

【場所】法務総合研究所国際協力部国際会議室（大阪中之島合同庁舎2階）